

報道関係各位

ドライブレコーダーの表示ガイドラインを公表します

ドライブレコーダー協議会(会長 ^{よしもとけんいち}吉本 堅一、事務局 リムライン株式会社 東京都品川区)は、ドライブレコーダーの表示ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、主としてコンシューマ向けドライブレコーダーを対象に、性能や機能等で重要な項目のうち、最低限、製品パッケージや通販広告等において記載すべき内容及び注意点を示すものです。ドライブレコーダーの製造者ならびに販売者が本ガイドラインに準じた表記を行うことにより、消費者が製品を購入検討する際に、製品の有する性能・機能等を正確に把握し、購入の際の判断の一助にできることを目的とします。

当協議会では、今後、会員各社が本ガイドラインに準じた表記を行うとともに、関連省庁及び関連団体とも連携して、非会員の他のドライブレコーダー関連企業に対しても本ガイドラインに準じた表記を行っていただけるよう、呼びかけてまいります。

表示ガイドラインの内容

注)このガイドラインは推奨の必要記載項目すべてを網羅するものではありません。

①画角の表記については、映像の歪み方がイメージしやすいように、「水平」「垂直」を記載。

「水平」「垂直」とあわせて、「対角」も列挙が望ましい。

実際に記録された映像データの画角を記載。また、数値のレンズ画角/記録画角の種別を明記の事。

②画素数については、撮像素子(CMOS)の画素数ではなく、実際に記録される映像データの画素数を記載。

撮像素子の画角および実際に記録されるデータの画角の両方の列挙が望ましい。

③常時録画(連続記録)の表記は、ファイル間の欠落がない映像記録が可能な場合のみ表記。

④記録方式を明記。

推奨記載名称⇒「常時録画」「イベント記録」「手動録画」「常時+イベント」

⑤音声記録の有無。

有の場合は ON/OFF の記載も必要

⑥GPS および G センサーの搭載・非搭載を明記。

G センサー搭載の場合は、その設定の段階数もしくは単位を合わせて明記。

⑦記録映像ファイル形式を明記。


⑧保安基準の取付要件を購入前に図解により確認できる事。

また取付アームを含めた全高と取り付け方を記載の事。

⑨製品の保証期間を明記。

協議会推奨としては購入後 1 年間の製品保証期間を付与する事。

表示ガイドライン記載例

【パッケージ (Web) 記載例】		【フロントガラス取付時の保安基準要件記載例】	
機能・仕様			
外形寸法	98(幅)×61(高さ)×53(奥行)mm (突起部除く) ※取付ブラケット(テープ貼付)装着時 135(高さ)mm	<div style="text-align: center;"> <p>STEP 1 ブラケットに付属品の両面テープを貼り付け、フロントガラスに取付けます。</p>  <p>*フロントガラス上部からフロントガラス全体の20%以内に取付けてください。</p> </div> <p>注)直感的に理解しやすく、誤解を招かないよう、図解・イラストを記載の事。</p>	
本体重量	105g (microSDカード含む)		
記録媒体	microSD (4GB付属) 2~32GB対応 (Class6以上)		
撮影素子	500万画素カラーCMOS		
レンズ画角	水平100°、垂直70° (対角140°)		
最大記録画角	水平95°、垂直52° (対角115°)		
記録解像度	動画最大200万画素 1920×1080 (1080P HD) 1440×1080 (1080P) 1280×720 (720P) 640×480 (VGA)		
GPS	無		
Gセンサー	○ (0.5G~5.0G : 0.1G単位)		
記録方式	常時録画/イベント記録/手動録画		
録画ファイル構成	1分単位		
画面サイズ	2.5インチフルカラーTFT液晶		
音声	ON/OFF可能		
フレームレート	30コマ/秒、20コマ/秒、10コマ/秒		
映像ファイル形式	AVI/H.264 (動画) JPEG (静止画)		
記録映像再生方法	専用ビューアソフトまたはWindowsMediaPlayer		
電源電圧	本体DC5V(12V用アダプター付属)		
消費電力	5W		
動作温度範囲	0℃~+60℃		
製品保証期間	1年(消耗品は除く)		
注)記載数値は記載例です。実際の製品の数値ではありません。			

表示ガイドライン作成の背景

近年、海外製の安価な製品が大量にインターネット通販等で販売されています。当協議会では、これらの製品について独自に調査を行った結果、一部の製品に次のような問題のあることが判明しました。

1. 製品の性能・機能に関する表示が統一されておらず、比較検討が困難であること。
2. 製品の性能に関して異なった、あるいは誤解を招く表示がなされている例があること。
3. 製品の取付方法について、法令上遵守すべき内容が紹介されていない例があること。
4. 製品の保証期間が短く、サポート体制が不十分な例があること。

これらは、法令遵守及び消費者保護の点で大きな問題であり、かかる事態を放置しておくことは、コンシューマ向けドライブレコーダーに対する消費者の信頼性を揺るがせ、ひいてはドライブレコーダーの普及と市場の健全な発展を阻害することに繋がりがかねません。

当協議会では、独自の調査結果と、協議会に寄せられたご意見・ご要望をもとに、前掲の表示ガイドラインをとりまとめました。本ガイドラインを普及推進していくことで、市場における適正表示の浸透、業界全体のモラル向上、さらに消費者の信頼獲得を目指し、ドライブレコーダーの普及と市場の健全な発展を通して、より良い社会の実現に貢献してまいります。

表示ガイドラインに関する説明をドライブレコーダーシンポジウム「ドラブリ 2014」にて行います

本ガイドライン策定及び製品調査の内容につきましては、本年12月9日(火)に都内で開催予定のドライブレコーダーシンポジウム「ドラブリ 2014」でも発表いたします。シンポジウムの詳細につきましては、当協議会ホームページ(<http://www.jdrc.gr.jp/>)をご覧ください。



報道関係者からのお問い合わせ

事務局 〒140-0013 東京都品川区南大井 6-3-7 スリージェ南大井ビル 4F

(株式会社リムライン内)担当: ^{あまの}尼野 TEL 03-5753-0080/FAX 03-5753-0086

当協議会概要

ドライブレコーダー協議会は、自動車用ドライブレコーダーの効果的な活用に役立つドライブレコーダー製造・活用プラットフォーム策定、普及および事故分析・事故予防の促進、行政機関等や関係者との情報伝達、またドライブレコーダーをはじめとするデジタル車載機器等を用いた交通安全に資する活動を行うことを目的に、民間有志の組織によって2010年12月17日に発足した非営利の民間任意団体です。現在の会員数は、法人会員19社、ほか個人会員です。現会長は吉本堅一（東京大学名誉教授）です。

当協議会の社会的使命は、このドライブレコーダーの基本技術および応用実践技術の効率的な発展であると考えます。当協議会では、我が国におけるドライブレコーダーメーカー、関連業務に従事する方々、ドライブレコーダーで事故削減を図る運送業務に従事する方々等に協議会へのご参加・ご協力を仰ぎ、積極的な活動を行っています。関心ある皆様の積極的なご参加やご連絡をお待ちいたしております。

以上